

東京都内の経営者様限定セミナー

- ✓ 広告の作成や商品の紹介を行っている。
- ✓ 商品のパッケージやデザインを作成している。
- ✓ 商品やサービスの説明を通じて広告宣伝を行っている。
- ✓ ECサイトなどインターネットを通じて商品の販売を行っている。

これらの広告等はすべて不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の規制対象とされているため、注意が必要です。適切な広告宣伝を行い、健全な事業活動を。

弁護士による 景品表示法 対応実務セミナー

広告宣伝、景品表示法に関する
実務上の留意点を弁護士が解説！

※詳しくは裏面をご覧ください。

日時・会場

2019年7月9日(火)18時～20時

南海東京ビルディング地下2階会議室(当事務所が入居するビルです。)

〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号

都営地下鉄浅草線・東京外口日比谷線「東銀座駅」より徒歩1分



講師

森大輔法律事務所
代表弁護士 森 大輔

景品表示法は理解を深めれば適切な対応が可能です！

【景品表示法セミナーでお話しさせていただくポイント】

- ☐ 担当者が押さえておくべき 広告制作実務における留意点
- ☐ 知らないうちに法令違反！？ 不当表示（二重価格表示）とは
- ☐ 意外と知らない 景品に対する規制
- ☐ 知っておくべき 課徴金制度の仕組み
- ☐ 消費者庁の動向と行政庁から問い合わせを受けた際の初動対応

日時
会場

2019年7月9日（火）
18時～20時（17時30分より受付）

参加費 2,000円（税込）
1社につき2名までご参加いただくことができます。

顧問先様は
無料

南海東京ビルディング地下2階会議室

〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号
都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「東銀座駅」より徒歩1分

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ特典がございます。

- 01 セミナー終了日以降いつでも使える、法律相談優待券（1時間分）をプレゼント
- ▼ さらに、当セミナーを機に顧問契約を結んでいただいた場合
- 02 景品表示法に関する企業内研修を1回無料で実施

ファックスでお申込みの方は、
下記欄にご記入いただき、

FAX. **03-6226-5097**

まで送信ください。

お申込み締切／2019年7月5日（金）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
電話番号	()	メール アドレス	
FAX番号	()		

森大輔法律事務所は、弁護士5名が所属している銀座で主に企業法務を取り扱う法律事務所です。
様々な業種、企業規模の顧問先を持ち、企業法務におけるノウハウは深く、様々な事案に対応することが可能です。

〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097 URL：https://moridaisukelawoffices.com/

 **森大輔法律事務所**
Mori Daisuke Law Office